

もしもの店舗内火災には、 しっかり備えて早期対応!

カラオケボックス、インターネットカフェ等施設の
自動火災報知設備等の設置基準が強化されました。



経緯

平成19年1月20日 兵庫県宝塚市カラオケボックス火災(死者3名/負傷者5名)



平成20年10月1日施行

消防法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第215号)
消防法施行規則の一部を改正する省令(平成20年総務省令第78号)

カラオケボックス等に対して、延床面積に関係なく自動火災報知設備
の設置が義務付けられた。(防火対象物の用途区分(2)項二の新設)

平成20年10月1日(上記同日) 大阪市浪速区個室ビデオ店火災(死者15名/負傷者10名)



平成21年12月1日施行 今回の改正省令

(平成21年総務省令第93号)

こんな建物が該当します。

カラオケ
ボックス

インターネット
カフェ

個室
ビデオ店

マンガ
喫茶

テレフォン
クラブ

複数の用途がある建物等で上記店舗がある場合、その店舗部分も改正省令の対象となります。

令別表第一(2)項二

「カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの。」(カラオケボックス、個室ビデオ店、インターネットカフェ、マンガ喫茶、テレフォンクラブ)

対応の期限

既存の建物も平成22年11月30日までに新基準に適合させる必要があります。

改正省令により必要となる対応

- 1 各個室^{※1}内の感知器は煙感知器とする。**
・既に熱感知器が設置されている場合であっても煙感知器への交換が必要となります。
- 2 火災受信機は再鳴動機能^{※2}付きとする。**
・既存建物で再鳴動機能の備わっていない火災受信機が設置されている場合には、再鳴動機能付き受信機への交換が必要となります。
- 3 地区音響装置及び非常警報の警報音が各個室内で聞き取れるように措置する。**
・従前からのカラオケボックス等の音響が聞き取りにくい場所（平成20年政令第215号）に加えて、ヘッドホン等を用いたサービス提供中の個室等も今回の改正省令で対象となりました。
・具体的な方法として地区音響装置（非常ベル）の各個室^{※1}への設置やカットリレー等による警報音以外の音響の停止があります。
- 4 通路誘導灯を廊下及び通路の床面又はその直近の避難上有効な場所に設ける。**
既存建物で既に廊下や通路の壁面上部に通路誘導灯が設置されている場合には、「高輝度蓄光式誘導標識」^{※3}を床面かその直近に追加して設置します。

※1 「個室」とは、壁等で完全に区画されたスペースだけでなく、間仕切り等により仕切られた閉鎖的なスペースも含まれます。（所轄消防の判断となります。）
 ※2 「再鳴動機能」とは、地区音響装置（非常ベル）停止操作後に一定時間（約2～10分）をおいて火災が復旧していない場合、自動的に再鳴動する機能です。本機能は平成9年の消防法施行規則の改正により受信機に設けられた機能です。
 ※3 蓄光式誘導標識は環境照度によって停電時に発揮できる性能が異なるため近日中に運用ガイドラインが消防庁より示される見込みです。（2009年12月現在）

煙感知器（光電式スポット型感知器）



煙感知器の設置

地区音響装置（非常ベル）

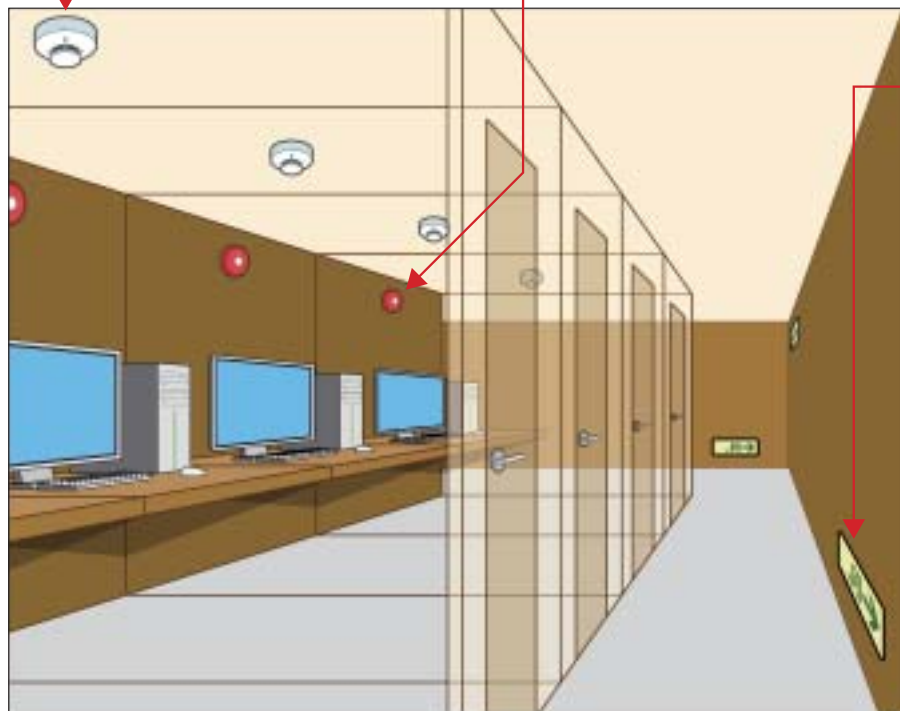


確実に聞き取るための措置
（例：非常ベルの増設等）

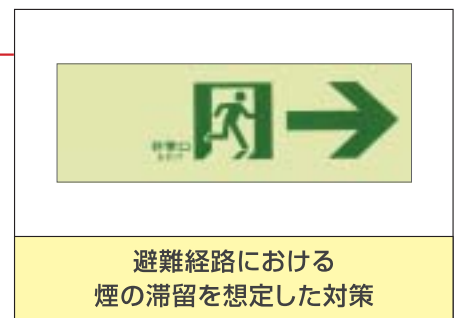
P型1級受信機



再鳴動機能付きの受信機



高輝度蓄光式誘導標識



避難経路における
煙の滞留を想定した対策



ニッコリタンちゃん
©NITTAN

本資料の内容は製品改良などのため外観、仕様は予告なく変更することがありますのでご了承下さい。このカタログの内容は2009年12月現在のものです。
ニッタン、**NITTAN** はニッタン株式会社の登録商標です。



取扱い店

ニッタン株式会社

〒151-8535 東京都渋谷区幡ヶ谷1-11-6 ☎03(3468)1111（代表）
 インターネットホームページ <http://www.nittan.com/>

支社/北海道、東北、首都圏、中部、関西、中国、四国松山、九州 支店/秋田、八王子、横浜、千葉、水戸、つくば、さいたま、前橋、長野、金沢、大津、京都、神戸、岡山、高松、長崎、北九州、熊本、大分、宮崎、鹿児島
 営業所/青森、郡山、富山、静岡、奈良、和歌山、鳥取、松江、徳山、高知、佐賀 駐在員事務所/沖縄
 ニッタンサービスセンター/北海道、東北、名古屋、大阪、広島、四国、福岡